

「企業局職員の懲戒処分に関する運用基準」における
速度超過違反に係る処分量定の具体的基準

- 1 一般道路における30km毎時以上40km毎時未満の速度超過違反または高速道路における40km毎時以上50km毎時未満の速度超過違反は、減給1月
- 2 一般道路における40km毎時以上50km毎時未満の速度超過違反または高速道路における50km毎時以上60km毎時未満の速度超過違反は、減給2月
- 3 一般道路における50km毎時以上の速度超過違反または高速道路における60km毎時以上の速度超過違反は、減給3月以上または停職

※ 上記の基準については、平成27年10月1日以降の速度超過違反について適用する。なお、他の交通違反や交通事故を伴う場合や報告義務を怠った場合は、他の交通違反や交通事故の状況や報告義務違反も加味したうえで、処分を行うものとする。